

2004年10月20日

財務省国際局開発機関課  
課長 木原 隆司 様

## 国際金融公社（IFC）のセーフガード政策・情報公開政策の改定プロセス の見直しを求める要望書

現在、世界銀行グループの民間投資部門である国際金融公社（IFC）では、セーフガード政策と情報公開政策の改定が行われています。

私たちは、IFCのセーフガード政策・情報公開政策は、IFC自身の融資・投資基準にとどまらず、他の公的金融機関や民間企業が行う融資・投資にも影響を及ぼす可能性が高いとしてこの改定を重視しています。例えば、みずほコーポレート銀行を始め、世界の大手銀行27行が環境・社会配慮の指針として批准する「赤道原則」は、IFCの基準を元に策定され、また各国の輸出信用機関（ECA）においてもIFCの基準は参照されています。

IFCは8月に新しい政策の枠組みを示したコンサルテーションドラフト（以下、ドラフト）を発表し、このドラフトをもとに、現在各地でコンサルテーションやステイクホルダーミーティングと称する会合を開催しています。10月25日には、東京でステイクホルダーミーティングが行われる予定です。しかし、IFCの現在の改定プロセスは、以下の1~3のように、十分な情報公開と参加のプロセスが採られておらず、私たちは、IFCが改定プロセス自体の見直しを表明しない限り、東京でのステイクホルダーミーティングに参加し、議論ができる状況にはないと考えています。

### 1. コンサルテーションドラフトの問題

私たちは、以下のように、ドラフトそのものが、効果的で開かれた政策対話を行うための基礎的な段階に達していないと考えています。

#### パフォーマンス・スタンダードのドラフトの問題：

- ・ これまでの基準をカバーしていない：11分野のセーフガード政策をひとつにまとめたパフォーマンス・スタンダードのドラフトでは、既存のセーフガード政策にある重要な項目が抜け落ちています（添付資料参照）。セーフガード政策は、プロジェクトに関する詳細な基準を設定し、より高い基準を目指してきたと理解していますが、これまで積み上げられてきた重要な項目が、理由を示すことなく抜け落ちています。
- ・ あいまいな記述による審査・遵守の難しさ：事業者への要求項目のいたるところに、「可能な場合は」「適切な場合は」という文言が盛り込まれており、極めてあいまいな書き方がされています。このようなあいまいな基準で運用した場合、（1）事業者がこれらの項目を要求事項として徹底して遵守するかどうか、（2）IFCの審査の手法や責任についてもあいまいであるため、厳密に審査を行えるかどうか、に疑問があります。

#### 情報公開政策のドラフトの問題：

- ・ 原則が明記されていない：既存の IFC 情報公開政策では、世界銀行や ADB の情報公開政策同様、presumption in favor of disclosure の原則が掲げられ、公開できない制約がある場合は Constraints に具体的にあげられています。しかし、今回のドラフトには、このような原則すら書かれていません。
- ・ 作成・管理する文書が不明確：ドラフトには、Project Appraisal Document (PAD) のように IFC が作成、または管理する基本的な文書名すら記載されていません。プロジェクトへの融資を実施する際にどのような文書をどの時点で作成するのか、基本的な情報が明らかになっていません。(ちなみに ADB は、11 月に予定されているパブリックコミュニケーション政策の第二次ドラフトの発表時に、プロジェクト実施時の主要な文書のリストを作成することを約束しています)

したがって、私たちは、IFC が、現在のプロセスをただちに中断し、上記の点を踏まえた新たなドラフトを作成した段階で、再度改定作業を行うべきであると考えます。

## 2. コンサルテーションの開催方法の問題

9月27日から29日の3日間、ブラジルのリオデジャネイロで、コンサルテーションが開催されました。このコンサルテーションは世界4ヶ所で開催されるコンサルテーションのひとつで、今後、マニラ、ナイロビ、イスタンブールで同様のコンサルテーションが予定されています。

しかし、リオデジャネイロのコンサルテーションは、開催わずか25日前の9月2日に、突然元の予定地であったブエノスアイレスから変更され開かれたものでした。その結果、協議の資料となるポルトガル語版のドラフトが公開されたのは、開催12日前の9月15日でした。

また、招待ベースで行われているために、ADB のインスペクション政策や情報公開政策の際のコンサルテーションのように、関心があれば誰でも参加できるという方式をとっていません。さらに、コンサルテーションでは、複数の分科会が同時並行で行われるため、参加者が両方の政策に対して関心を持っていても、両分科会に参加し、十分な意見を述べることはできません。

IFC がこのような不十分な方法でコンサルテーションを実施しようとしたため、各国の NGO は、改定プロセスを中断して見直すよう、9月22日に約120団体の署名レター(現在は180団体以上)をウォルフエンソン世銀総裁とピーター・ボイク IFC 担当副総裁に送付しました。しかし、IFC は、プロセスの見直しを実質的に拒否し、予定通りリオデジャネイロでのコンサルテーションを実施しましたが、結局このコンサルテーションには NGO 関係者は5名しか参加しませんでした。

さらに、世界銀行・IMF 総会直後の10月4日にワシントン DC で開催されたステイクホルダーミーティングでは、NGO26 団体が、改定プロセスにあたって、十分な情報提供と参加プロセスが取られていないとして、不参加を表明しました。結局この会合に参加した NGO 関係者も10名以下でした。

IFC は、コンサルテーションの開催方法についても再検討を行い、特に、上記の点を踏まえ、十分な情報公開と自由な参加が可能な開催形態の下でコンサルテーションを行うべきであると考えます。

### 3. パブリックコメントの実施方法の問題

IFC は4ヶ所でのコンサルテーションと数ヶ所でのステイクホルダーミーティングを開催した後、2005年1月に新しいドラフトを発表し、わずか30日間のパブリックコメントを経て、2月には両政策の理事会承認を行おうとしています。

しかし、IFC は、今回の改訂でこれまでの11分野ものセーフガード政策に加えて情報公開政策を改定しようとしており、わずか30日間のパブリックコメント期間は、外部のステイクホルダーが検討を行うために十分な時間であるとは思えません。

また、IFC のウェブサイトによれば、最終ドラフトを発表する際に、コンサルテーションとパブリックコメントにおける外部からの意見のまとめと、それに対する返答を発表することが述べられています。しかし、IFC は、情報公開政策において3月に行われたパブリックコメントの結果を今回のドラフトにどのように反映したのかを明らかにしておらず、次回のドラフト発表時に、論点ごとに十分な返答が示されるかどうか疑問です。

したがって、私たちは最終ドラフトに対しては、少なくとも60日間のパブリックコメント期間を設けるべきであると考えています。また、パブリックコメントやコンサルテーションを行い、それをもとにドラフトを作成する際は、盛り込まれた点、盛り込まれなかった点とその理由を含め、論点ごとに返答を行うべきです。

#### 要請：

上記の点を踏まえ、私たちは、IFC がセーフガード政策、情報公開政策の改定プロセスをただちに中断し、以下の点を再検討するよう財務省に要請します。

- (1) ドラフトを再検討し、政策対話を行うための基礎的な情報を含めたドラフトを再度作成すること
- (2) より開かれたコンサルテーションの開催方法を外部のステイクホルダーと一緒に再検討すること
- (3) 十分な期間と返答を行うようパブリックコメントの実施方法を外部のステイクホルダーと一緒に再検討すること

特活) Friends of the Earth Japan (FoE Japan)

特活)「環境・持続社会」研究センター (JACSES)

特活) メコン・ウォッチ

## 添付：IFC セーフガード政策 Performance Standards コンサルテーションドラフトの問題点の例

### 1. Performance Standard 全体

- ・ 多くの部分に「可能な場合」「適切な場合」という文言が入っており、事業者への要求事項が明確に記されていない。
- ・ PS が IFC 全ての業務に適用されるのか不明確。

### 2. 被影響住民、現地住民、先住民族について

- ・ IFC の被影響住民に対する責任が不明確。環境社会影響に関する懸念が上げられた場合、IFC としてどうそれを確認し、対処するのか不明。

例) 被影響住民の生活水準の改善や回復を要求していない。

移転の独立モニタリングを要求していない。

プロジェクト前や平行して、法的に認知される土地権を確立するという世銀の先住民族政策のドラフトに従っていない。

プロジェクトの地域が先住民族に影響を及ぼすかというスクリーニングは IFC ではなく、事業者が行う。

### 3. 持続可能な開発

- ・ 事業が貧困削減や持続可能な開発につながるものであることを確保するための IFC の責任が不明確。

例) 原始熱帯林での林業実施に関する現在の IFC の禁止が引き継がれていない。

重要な自然生息地での森林の商用の完全な禁止が含まれていない。

### 4. 融資をしない状況

- ・ どのような状況において、IFC が融資を拒否するのかが不明確。

### 5. 国際法や国際基準の適用

- ・ PS 全体を通じて、国際法や国際基準の適用の言及が不明確。

例) ILO の基準や国際協定の言及がない。

殺虫剤に関する WHO の基準について言及されていない。また、特定の殺虫剤使用の最低基準が課せられていない。

メンバー国の関連する国際環境協定に反するプロジェクトへの融資の禁止が抜け落ちている。

### 6. その他

- ・ カテゴリー A の環境社会影響アセスメントが独立したものであることを要求していない。
- ・ これまでの政策で支援を禁止していた、原子力や武器の材料となる放射性物質の扱いや使用の言及がない。